

# 情報倶楽部

2022年7月

No. 255

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 使用人賞与の損金算入時期

Q. 人材確保等促進税制における新規雇用者給与等支給額は、当期の損金算入される給与等によるとのことですが、使用人の賞与の損金算入時期はいつになりますか？

A. 使用人賞与の損金算入時期は、次のようになっています。

- ① 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与(使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知日の属する事業年度にその支給額につき損金経理したものに限り)  
→支給予定日又は通知日のいずれか遅い日の属する事業年度
- ② 次の要件のすべてを満たす賞与
  - (1) その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること
  - (2) (1)の通知をした金額を通知したすべての使用人に対し、その通知日の属する事業年度終了日の翌日から1ヶ月以内に支払っていること
  - (3) その支給額につき、(1)の通知日の属する事業年度において損金経理をしていること  
→通知日の属する事業年度
- ③ ①②以外の賞与  
→支払日の属する事業年度

### ★ 少額の減価償却資産の損金算入の適用除外

Q. 少額の減価償却資産の損金算入の取扱いが改正されて貸付用は除外になったそうですが、どのようなものが対象になるのですか？

A. 少額の減価償却資産の損金算入の取扱いは、令和4年4月1日以後に取得等する減価償却資産から、貸付けの用に供した資産(主要な事業として行われるものを除く)が除かれます。

主要な事業として行われる貸付とは、次のようなものをいいます。

- ① 内国法人が特定関係(一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配等をしている場合のその一の者と法人との間の関係)等がある法人の事業の管理及び運営を行う場合におけるその法人に対する資産の貸付け
- ② 内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行うその資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け
- ③ 継続的にその内国法人の経営資源(事業の用に供される設備(貸付の用に供する資産を除く)、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く)等)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け
- ④ その内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2022/pdf/H.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2022/pdf/H.pdf)

## 消 費 税

### ★ 帳簿のみで仕入税額控除が認められる取引

Q. インボイス制では、適格請求書と帳簿を保存しないと仕入税額控除が認められないとのことですが、例外はないのですか？

A. 次の取引は、帳簿のみの保存で認められます。

インボイス制度では、適格請求書と帳簿を保存しないと仕入税額控除が認められませんが、次の取引については、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項が記載されている入場券が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅建業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自販機及び自動サービス機からの商品の購入
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/ga/01-13.pdf>

### ★ 外貨建取引における適格請求書の記載

Q. 当社は、米ドル建てで取引をしていますが、この場合、適格請求書はどのように記載したらいいですか？

A. 米ドルなどの外貨建てによる取引であっても、適格請求書に記載が必要な事項は国内取引と同様ですが、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を除き、記載事項を外

国語や外貨により記載しても問題にはなりません。

ただし、外貨建てによる取引であっても、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」については、円換算した金額を記載しなければなりませんので、次のいずれかの方法によって円換算をして「税率の異なるごとに区分した消費税額等」を算出することとなります。

- ① 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税抜)を円換算後、消費税額等を算出する方法
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税込)を円換算後、消費税額等を算出する方法
- ③ 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税抜)から計算過程の消費税額等(外貨)を算出後、円換算する方法
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額(外貨税込)から計算過程の消費税額等(外貨)を算出後、円換算する方法

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-09.pdf> 問56 (外貨建取引における適格請求書の記載事項)

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/14/06.htm>

## ★ 立替払いをしてもらった場合の適格請求書

Q. 当社は取引先に経費を立て替えてもらうことがあります。この場合、適格請求書の扱いはどのようになりますか？

A. お尋ねの場合、得意先が立替払した相手から受け取った適格請求書をもって、貴社の適格請求書とすることはできません。

しかしながら、立替払を行った得意先から、立替金精算書等の交付を受けるなどをして、経費の支払先から行った課税仕入れが貴社のものであることを明らかにしているときは、その適格請求書及び立替金精算書等の書類を保存すれば、課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすという取扱いになっていますので、このような場合は、立替金等精算書等を取引先から交付を受けて、事実関係を明らかにしておく必要があります。

また、この場合には、立替払を行う得意先が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、経費の支払先が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことが認められることとなっています。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できる場合は、一定の事項を記載した帳簿を保存すれば仕入税額控除を行うことができ、この場合には、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=110> 問78 (立替金)